

上小岩小学校 P T A 規約

(名称および事務所)

第一条 この会は、上小岩小学校 P T A といい、事務所を上小岩小学校内に置く。

(目的)

第二条 この会は、保護者と学校職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長を図り、併せて会員相互の親睦と教養の向上に努めることを目的とする。

(活動方針)

第三条 この会、前条の目的を達成するために次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育および福祉のために活動する他の団体、機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする活動は行わない。
- 3 資金活動は P T A 本来の目的のためにのみ行うことができる。ただし、事前に運営委員会の承認を得なければならない。

(会員および会計)

第四条 1 この会の会員は、上小岩小学校児童の父母、またはこれに代わる者、及び学校職員とする。

- 2 この会の経費は会費、寄付金およびその他の収入によって支出する。
- 3 会費は月額 250 円とする。会員の会費は児童一人当たり月額 250 円として計算する。また、学校職員の会員の会費も月額 250 円とする。
- 4 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。
- 5 新年度予算が成立しないときは、二ヶ月間の暫定運用を行い、その後最初に開かれる運営委員会に報告する。

(役員及び役員の選出)

第五条 1 この会の役員は、会長 1 名、副会長 5 名（そのうち 1 名を副校長とする）、書記 4 名、会計 3 名、総務若干名とし、うち書記 1 名と会計 1 名は、学校職員とする。

- 2 役員は総会で選出され、任期は 1 年とするも重任を妨げない。
- 3 推薦委員会は、1～5 年までの各学年学級委員と役員数名により構成し、会員の立候補および推薦により各役員候補者の指名を、年度最後の運営委員会の少なくとも 1 週間前までに行う。ただし、職員側役員は学校長が新年度に会長に推薦する。
- 4 年度中の役員の変動は役員会で決定し、運営委員会に報告する。
- 5 本部役員を 2 年以上務め辞めた時、次年度から最高連続 2 年間その家庭は、本部役員・委員会・お手伝い係を免除することができる。

細則：①本部役員を務める年数は、その家庭の児童が在校中なら連続しても良い。

②本部役員を辞めて免除を受ける年が、次々年度以降及び連続しない 2 年間は認めない。

③本部役員を 2 年以上務め 6 年生の時に免除をうけ、次年度新入生で入学の場合は継続して免除を受けられる。

(役員の仕事)

- 第六条 1 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
 - 3 書記は総会、委員総会、運営委員会の記録を行う。
 - 4 総務は総会、委員総会、運営委員会等の庶務を行う。
 - 5 会計は会計事務を処理し、この会の物品を管理する。

(会計監査)

- 第七条 1 この会の会計監査を2名おき、会計を監査する。
- 2 会計監査の任期及び選出は、第五条第2項、第3項に準じて行う。

(会議)

- 第八条 1 総会は年に1回以上開き、年度計画、年度予算、会計会務の報告、役員等の選出その他の必要な事項を審議し、最高の決議機関とする。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 総会の定足数は会員の1/5とする。
- 2 委員総会は年に1回以上開き、総会に次ぐ決議機関とする。
- 定足数は1/2とする。

(委員会)

- 第九条 1 運営委員会は全役員、学年代表、各委員会代表をもって構成し、各委員会の活動を調整し、その他緊急な事項を処理する。
- 2 常任委員会は下記に五つを設け、年度計画に基づき任務を遂行する。
 - (1) 学年学級委員会 学年学級の会合を開き、学年学級の活動を従事する。
 - (2) 成人教育委員会 会員の教養を高めるため、講演会、講習会の仕事をするとともに児童および会員の福利厚生と親睦を図る。
 - (3) 広報委員会 会員に情報を伝え、意見を求めて会の活動が活発になるように機関誌を編集発行する。
 - (4) 校外委員会 児童の健全な成長と安全な校外生活を図る。
 - (5) 休日委員会 児童と会員が共に学び、ふれあう場を提供する。
 - 3 (1) 特別委員会は必要に応じて設け、目的達成後は解散する。
(2) 特別委員会は会長が運営委員会に諮り、指名する。
 - 4 (1) 常任委員会および特別委員会に委員長1名、副委員長2名を置く。
(2) 学年代表は、各学年の常任委員中より互選し、PTA会長が承認し任命する。
(3) 委員長、副委員長は、各常任委員より互選し、PTA会長が承認し任命する。
(4) 各常任委員会には学校職員が加わるものとする。

(細則の成立および改廃)

- 第十条 この会の運営に必要な細則の成立および改廃は、運営委員会において出席者の2/3以上の賛成を必要とする。
- なお、その結果を次期総会に報告しなければならない。

(改正と実施)

- 第十一条 この規約の改正は、総会において出席者の1/2以上の賛成を必要とする。
- この規約は、総会后実施する。

(細則)

- 1 前年度の役員その他の運営委員は新年度の第一回総会まで、新年度の役員等からの相談に応じる等の方法で協力する。
- 2 P T A会費は月額250円を6月で一括徴収する。転入、転出児童については、1日でも在籍した月単位で精算する。

表彰ならびに慶弔規定

この規定で、役員とは会長・副会長・書記・会計、委員とは常任委員、職員とは学校職員をいう。会計監査は役員に含める。

第一章 表彰

第一条 職員が1年

以上本校に在籍して転任または退職したときには、記念品を贈呈する。

第二章 慶弔

第一条 職員が在籍中に死亡したときには、金一万円の弔慰金及び花輪一基を贈る。

第二条 会員が死亡したときには、金一万円の弔慰金を贈る。

第三条 在学児童が死亡したときは、金一万円の弔慰金及び花輪一基を贈る。

第四条 役員、委員及び職員が1ヶ月以上の病気により療養したとき、または災害を受けたときは、その程度に応じ見舞金を贈る。

第五条 この規定を施行するにあたり、特に考慮を要する事項、及びこの規定以外の必要な事項は運営委員会に諮り決定する。

附 則

| | | | |
|-------|----|-----|----|
| 昭和58年 | 4月 | 1日 | 施行 |
| 平成26年 | 5月 | 7日 | 改正 |
| 令和2年 | 7月 | 27日 | 改正 |
| 令和7年 | 4月 | 1日 | 改正 |